

健康診断の項目について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に規定する「雇入時の健康診断」に定める項目を実施願います。

具体的な項目は、次のとおりです。

なお、試験日（又は面接日）前3か月以内に実施した健康診断の結果があれば、これより多い項目であっても構いません。この場合、当該健康診断結果の原本を提出願います。

- 1 既往歴及び業務歴
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（1000ヘルツ及び4000ヘルツ）
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 血色素量及び赤血球数の検査
- 7 GOT、GPT、 γ -GPT（肝機能検査）
- 8 LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド（血中脂質検査）
- 9 血糖検査
- 10 尿中の糖及びたん白の有無の検査（尿検査）
- 11 心電図検査